

第2回新潟市曾野木コミュニティセンター
指定管理者申請者評価会議 議事録

1. 日 時 令和4年1月20日(木) 午後1時30分から

2. 会 場 新潟市江南区役所2階 201会議室

3. 出席者

委 員 渡辺 啓子 委員(亀田地区コミュニティセンター管理運営委員会 会長)
飯田 興太 委員(酒屋町商工会 室長代理)
小林 稔 委員(江南区社会福祉協議会 事務局長)
申請者 曾野木地区コミュニティ協議会会長、同事務局長
事務局 江南区地域総務課長、同課課長補佐、同課地域振興担当係長

4. 傍聴者 なし

5. 内 容

1	開 会	
2	江南区役所地域総務課長あいさつ	
3	議 事	
	(1) 指定管理者申請者の評価について	
	① 評価会議の流れと評価方法	【公 開】
	② 指定申請書等の説明とヒアリング	【公 開】
	③ 申請者評価	【非公開】
	④ 意見交換	【非公開】
4	指定管理者候補者の確認	【公 開】
5	閉 会	

3 議事

(1) 指定管理者申請者の評価について

① 評価会議の流れと評価方法

(司 会)

それでは、これから議事に入らせていただきしたいと思います。議事としまして、「(1) 指定管理者申請者の評価について、①評価会議の流れと評価方法」につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

(事務局)

それでは、指定管理者の評価についてということで、評価会議の流れと評価方法について説明をいたします。まず、今回の会議の流れですが、このあと申請者の方から部屋に入ってください、事前にお配りしました申請書類について、申請者と事務局から説明をさせていただきます。ちなみに、申請書類は前回の会議で皆様から承認いただきました「業務仕様書」をもとに、申請者が来年度以降の計画についてまとめた資料になります。

そして、申請書類の説明が終わりましたら、申請者へのヒアリングとして、申請者への質問時間を設けます。最後に、皆様から指定のシートに評価を記入していただき、その評価結果についてご意見を頂戴したいと思います。

具体的な評価の方法についてですが、資料A3版の大きさの「評価表」をご覧ください。前回の会議でも説明をしましたが、こちらのシートを用いまして、申請者の評価をしていただきます。全部で12項目ありますので、各項目について特に問題がなければ適に、不適切であれば否にそれぞれ丸を記入していただきたいと思います。最終的には、一番下段にあります総合評価が適か否で判断となります。

(司 会)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3 議事

(1) 指定管理者申請者の評価について

② 指定申請書等の説明とヒアリング

(司 会)

それでは、次に次第②に入ります。②としまして、指定申請書等の説明と申請者へのヒアリングとなります。

《申請者が入室》

それでは、「指定申請書等の説明」に入ります。地域、自治振興の目的のためとして、地元住民団体が管理運営をすることが効果的と判断し、市の条例に基づいて、非公募で予め選考した団体

について審査をさせていただきます。申請者は、施設の地元団体である曾野木地区コミュニティ協議会であります。

それでは、前半は申請者より、後半は事務局より説明をさせていただきます。最初は、申請者の曾野木地区コミュニティ協議会から説明をお願いいたします。

(申請者)

曾野木地区コミュニティ協議会は、曾野木地区における地域コミュニティ活動を大切に、各種イベント、サークル活動、福祉活動、防災活動を中心に、事業の推進を行っているところでございます。

今年、念願であったコミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターが完成されます。それを機に、曾野木コミュニティセンターの指定管理者としての指定を受け、管理運営を行うことで、ますます曾野木地区のコミュニティ活動の充実、拡大に寄与するものと確信をしております。コミュニティセンターを地域活動の拠点施設として管理運営し、住みよい地域社会づくりの推進に寄与し、利用者が気持ちよく利用していただけるように、最善を尽くして管理運営をしていきたいと思っております。

申請書類について説明をさせていただきます。インデックスの(1)をお開きください。こちらの資料は、私どもの組織について、基本的な内容を記載しております。

曾野木地区コミュニティ協議会は、自治会 26、諸団体 29、合計 55 団体で組織をしております。運営趣旨の欄の 2 番のところに記載してありますが、本会の目的として、「地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心施設として活用できるよう、新潟市の指定を受け、自主管理・運営を行うこと」を掲げ、施設の管理運営にあたる予定でございます。

次に、1 枚めくっていただいて、インデックス(2)をご覧ください。こちらの資料は、事業計画についてまとめております。まず、「1、施設運営の基本方針」のところですが、こちらにはどのように施設を運営していくか、基本的な方針を定めております。

1 点目として、曾野木地区におけるコミュニティ活動の発展・振興を図ること、2 点目として、利用者に対して施設の平等利用を図ること、最後に 3 点目として、この事業計画に沿って施設を適正に管理し、地域ごとの交流を図ることをそれぞれ定めております。

(事務局)

それでは、これ以降につきましては、事務局から説明をさせていただきます。それでは、申請書の内容と評価シートを対比させながら説明をさせていただきます。申請者にお聞きしたいことなどありましたら、説明のあとに時間を設けますので、その際をお願いいたします。

それでは、A 3 の評価シートとタックシールの付いた申請書をお手元にご用意いただきたいと思っております。

なお、申請書ですが、(1) から (5) の本編と、参考資料として①から⑤で分かれております。参考資料としましては、「個人情報保護要綱」、「危機管理マニュアル」、「緊急連絡網、コミュニティセンター利用のきまり」、「管理人・清掃員雇用状況」となっております。⑤の管理人・清掃員雇用状況となっておりますけれども、現段階におきましては清掃員の雇用の予定はありませんので、ご承知いただきたいと思っております。

それでは、まず評価シートの一番目、「①団体について」ですが、このシートの一番右の欄、適否の判断基準のところ、自治会・町内会等の地域団体が構成メンバーに入っているか、また、

地域コミュニティ協議会かということが判断基準になっております。今回の申請者は曾野木地区コミュニティ協議会でありますので、ここで判断いただきたいと思ひます。

次に、評価シートの2番目、「②施設の管理方法」です。こちらでは、「新潟市コミュニティセンターおよびコミュニティハウス条例第12条の各号の内容が記載されているか」、ということが判断基準になっていひます。第12条の各号の内容についてですが、前回の会議でも説明しましたが、指定管理者が実施すべき業務として7項目をあげておひます。これらが計画書に盛り込まれているかが判断基準になります。詳細については省かせていただきますが、7項目が資料のどの部分に記載されているか、ご説明をさせていただきます。

今回、条例12条のコピーがありますので、照らし合わせながらご覧いただきたいと思ひます。資料は、基本的に申請書類のタックシール(2)の「事業計画書」になりますので、そちらをご覧いただきたいと思ひます。

それでは、7項目中の一つ目「(1) 休館日または開館時間の変更に関する業務」ですが、これは2ページのカタカナの「エ」のところに記載をされています。事業計画書の2ページ目の「エ」のところに、「休館日または開館時間の変更に関する業務」ということで、どのように対応するかが記載されておひます。

次に、第12条の「(2) 利用の許可に関する業務」ですが、これは1ページの下側のカタカナ、「イ、利用の受付および利用の許可に関する業務」のところに記載されています。確認できましたでしょうか。

次に、「(3) 許可の条件に関する業務」ですが、これはタックシールの④の「コミュニティセンター利用のきまり」に細かく記載してあります。曾野木コミュニティセンターでは、原則として営利での利用や物販はできないこと、飲食をする場合は事前に申し出ること、飲酒は原則禁止であること、また、感染症にかかっていると認められるときなどは利用禁止などの制限をしておひます。

「(4) 第9条の規定による退去等の命令に関する業務」ですが、これは事業計画書の2ページの中断あたりのカタカナの「オ」のところに記載されておひます。

続きまして、「(5) コミュニティセンター等の施設および設備の維持管理に関する業務」ですが、事業評価書の1ページ「(3) 施設管理業務」の「①日常業務」の中のカタカナの「ア」のところに記載されておひます。

続きまして、「(6) 第1条に規定する目的を達成するための事業の企画および実施に関する業務」ですが、こちらは団体が企画する自主事業のことになりますが、これは3ページ目の「(8) 自主事業計画」に記載されています。「光のページェント」とか、公民館との共催で「文化祭」とか「広報誌の発行」というような計画を考えておひます。

最後に、「(7) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の管理上、市長が必要と認める業務」ですが、これは2ページ下の「③年間業務」の一番下にふれておひます。以上、7項目についてはすべて、この事業計画書に盛り込まれておひます。

続きまして、再び評価シートに戻ります。3番目に移ります。事業提案内容で、参照する資料は、事業評価書の3ページ下から10ページにわたる「(8) 自主事業計画」、「(9) 地域貢献活動」、「(10) サービス向上に向けた取り組み」の部分になります。

先ほども言いましたけれども、施設の設置目的である地域住民の連帯感を高める事業としまして、光のページェントのほか、広報誌の発行、公民館と共催で行う文化祭というものを計画して

おります。

続いて、評価シートの4番目に移ります。「④のサービス向上に向けた取組」ですが、資料は先ほどの、「(10) サービス向上に向けた取り組み」が該当部分になります。

(10) の一つ目の黒ぼつで、「利用者ニーズの把握に努める」、二つ目、三つ目の黒ぼつで、「職員研修でスキルアップを目指す」などが記載されております。

続きまして、「⑤要望や苦情への対応」です。事業計画書の3ページ目の一番上、「(5) 要望や苦情に関する対応」になります。利用者アンケート箱を常設し、寄せられた内容については、原則即日対応をし、内容は従事者で情報共有し運営に活かすと記載してあります。

評価シート6番目に移ります。稼働率アップへの取組みになります。これは、事業計画書の3ページ下の(10)のサービス向上に向けた取り組みの最後の行です。4ページ目になりますが、利用者の拡大を図るため、コミュニティ協議会広報誌などでPR活動に取り組むとしております。

7番目になります。「予算の範囲内での適正な執行」になります。これは、「収支計画書」です。まずは、インデックス(3)「収支計画書」になりますが、こちらでは来年度の収支の予算が示されています。7月1日開設のために、9か月分を見ております。新設、新しい施設ということでどのような実績になるか検討もつかないところですが、計画として作成させていただいております。

収入につきましては、新潟市からの指定管理料会計と、利用者からの利用料金会計の2本柱となります。支出の人件費、光熱水費、外部委託料は、新潟市からの指定管理料で賄われています。

もう一つの判断基準の、「経費削減の取組」が一つ以上記載されているかというところですが、こちらに関する資料は、事業計画書の3ページの真ん中の「(7) 経費削減」の部分になります。必要のない箇所の電灯については消灯するなど、節電に努めると書いてあります。

続きまして、評価シートの8番目、「従事者の雇用・労働条件」になります。資料は、タックシールの一番最後の⑤の「管理人・清掃員雇用状況」になります。管理人4人を雇用する計画になっております。管理人は常時1名での勤務となっており、4人でのローテーションになります。管理人の時給を870円ということで、今現在の新潟県の最低賃金859円を満たしております。

続きまして、9番目になります。「地域貢献活動の実績」になります。事業計画書3ページ下の「(9)地域貢献活動」になります。コミュニティセンター内にコミュニティ協議会事務室があり、活動拠点となりますので、地域団体との連携事業に積極的に取り組みやすくなるのではないかと思います。

次に、10番目の「安全確保・災害時の対応」になります。この事業計画書の3ページの(6)にそれぞれの対応について記載しております。また、タックシールの②の「危機管理マニュアル」も作成しておりますので、そちらも判断材料としていただきたいと思います。

続きまして、11番目ですが、「個人情報保護の取組・関係法令の遵守」になります。これについては、タックシール①「個人情報保護要綱」により適切に管理することになります。

最後になりますが、12番目の「ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組」についてになります。事業計画書の4ページの最後の(11)になります。面談やアンケートなどのヒアリングを通して、働きやすい職場環境づくりを進めます。

また、タックシール(5)をご覧くださいと思います。「役員名簿」が載っております。会長をはじめとした役員の名簿になりますが、その中で女性役員が、こちらでは4名おります。ま

た、タックシール③の緊急連絡網をご覧いただきたいと思います。こちらでも、女性2人にも連絡が届くようになっております。今後とも女性の登用も進めていきたいと考えているところです。

以上、全12項目についての説明を終わります。資料があちこちに飛び、分かりづらいところもあったかと思いますが、基本的には、事業計画は基準を満たすようにまとめられておりますので、書類上も問題ないと考えております。

(司 会)

ありがとうございました。次に、申請者へのヒアリングになります。今ほどの申請者と事務局からの申請書類等の説明をもとに、申請者にご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(委 員)

今ほど聞かせていただいた中で、コミュニティセンターの管理運営にあたる組織としてはコミュニティ協議会でいらして、その名簿も付いているのですけれども、緊急連絡網としてあるのですけれども、管理運営はコミュニティ協議会全体で、コミュニティ協議会の組織として運営にあたられるということでしょうか。

コミュニティセンターのセンター長が指定されていますけれども、センター長とコミュニティ協議会の会長との関係性というか、その辺はどう整理されているのでしょうか。すみません。

(申請者)

曾野木の場合、要するにコミュニティ協議会一つが管理運営になっているのです。だから、表裏一体といいますか。それで、規約というのが(4)であるのですけれども、これは今現行に載っているもので、これからコミュニティセンターをこの中に織り込もうと考えています。今、部会が五つあるのですけれども、その一つとしてセンターを追加する予定です。だからコミュニティ協議会で丸ごと受託するというイメージです。

この連絡網ですけれども、副会長をセンター長にしているので、コミュニティ協議会で丸ごと受託ということです。

(司 会)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(委 員)

二つほどございまして、職員、管理人の方の研修を行うということではいくつかうたってあったかと思うのですけれども、独自で研修をやるとなると、ああいう先生方は大変お金がかかると思うものですから、どういう形で管理人の研修を行うのか。例えば、市のこういうコミュニティ施設で合同で何かやるようでしたら、全く費用的なものとはかからないので簡単にできるかと思うのです。この辺の研修の関係を一つお尋ねしたい。

もう一つ、管理人を4名雇用すると伺っていますけれども、どの程度といいますか。なかなか、このご時世はもう人材、人手不足なものですので、そういう4名の目途がたっているのか。週休1日以上付与するとなっていますけれども、週1日までお休みだとなかなか引き受け手が少ないのかということをお心配するところでもありますので、その辺の目途がたつてのものかどうかだけでもお聞かせ願いたいと思います。

(申請者)

管理人はこれから募集するという事になっているわけですが、ご存じのように当初4月1日供用というのがいろいろな事情がございまして遅れまして、一応今のところのお話を承っていると

ころですと、大体7月に供用になるのではないかと。これから1月から7月まで約半年あるわけですが、その間にまた区役所とも相談して、皆さん先輩諸公の、コミュニティ協議会の管理人を募集した場合の、どういう要領でどういう人を重点的に雇用するかということはこれからの課題でございまして、まだ今のところ人事については未定でございます。

それと今、管理人の勉強会とかいろいろそういうものについてもお話がありましたが、どういうふうにするかも、これからどういふなことをやるかも区役所と相談したうえで、また、ご意見をお聞きしたりして、これから取り組んでいきたいと考えています。ですので、何とかこの半年の間で、全部するようなことで動いているところでございます。

(委員)

利用のきまりのところ、利用手続きの部分の利用許可とか変更とか取り止めのところをお聞かせ願いたいのですけれども、「申請等については直接来館いただき」となっていますけれども、電話では不可というこの理由をお聞かせ願いたいのと、最後の(5)で、利用の許可を得た後においても許可を取り消すことがありますということですが、この取り消すというものは具体的にはどのようなものを想定されているのかという、二つをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

(申請者)

まず前段ですけれども、本来ならば、公民館でもやっている、パソコンで予約することが非常にいいと思うのですけれども、残念ながらコミュニティセンターにはそのシステムは使えないということが分かりまして、よそのほうにいろいろ確認したのですけれども、どうしてもやはり電話なり、それから直接来ていただくという形だということなので、このような形にさせていただきました。本当は、システム化することが一番だと思います。

それと、どうしても予約を何か月前からやるものですから、間際になって、やはり人が集まらなかったとか、いろいろな要件で取り消しが発生するというところで、本来取り消しはもうお金ももらっているの、返還するとまた手続きがかかるのでやりたくないのですけれども、やはりこの道は残しておくべきだということで、このような形にさせていただいています。

(委員)

許可を取り消すとは、例えば、今みたいな状況ですので、予約いただいたのにもう使えないから許可を取り消すみたいな、そういう想定もされていると考えていいのでしょうか。

(事務局)

条例の中でも人に迷惑をかける場合など、そういう場合は取り消しということもうたわれていますので、そのあたりが関係してくるかと思えます。

(委員)

下の、利用禁止および制限事項の中でも書かれているのですけれども、下のそういうことですので。

(事務局)

そうです。

(委員)

承知しました。ありがとうございました。

(申請者)

これからどういう形でこの間整理していくか分かりませんが、大きな自然災害とか何か

あって、予約したがそのイベントができなくなったという場合の、これは申し込みした人の都合ではなくて、いろいろな要素でもってそれを使えなくなった場合も、その対処に対してもこれからまた考えなければだめかということが出てくるかと思います。その辺は検討をさせていただきたいと思います。

(委員)

もう一つお聞きしたいのですが、収支報告に関連してですけれども、本当に余計なお世話ですけれども、これはやはり、利用していただく団体がないことには運営もなかなか厳しくなるわけですけれども、お聞きするところ、所属団体、コミュニティ協議会も所属団体はかなり多いようですが、それらは減免で対応されていくことになるのかということ。あと、どの程度の団体の、一応利用率が30パーセントと書いていますけれども、初年度は少し利用率が30パーセントまで届くかという、経験上そんな感じがしますけれども、どのように見込んでいらっしゃいますでしょうか。

(申請者)

まず、前段の収支計画でしたか。まず、利用率ですけれども、ここは非常に悩ましいところでした。おっしゃるように、7月から立ち上がって、曾野木の住民の方々もいろいろ広報誌で事前のPRをやっているのですけれども、まだ実際に建物もできていない。そういう中で、どの程度流れるかということは非常に苦慮するところです。それで今、既存で、曾野木の場合は公民館があって、ほとんどのサークルは公民館を利用しているのです。それで、聞くところによると、公民館も相当目一杯といたしますか。そういうこともあって、これは言い方悪いですけれども、その辺の方が新しくできるコミュニティセンターに流れてくれることを期待すると同時に、公民館がある場所と新しくコミュニティセンターができる場所は少し離れているのです。校区で言うと、曾野木小学校校区が公民館、東曾野木小学校校区がコミュニティセンターということで、東曾野木小学校の子どもたちなり親がそちらに流れてくれることを期待しているということが、30パーセント。根拠というわけではないですけれども、そういうことです。

減免の関係ですけれどもここも非常に悩んだところです。最終的にはコミュニティ協議会自ら主催するイベントだとか会議は減免ですけれども、あとのコミュニティ協議会の会員である57団体、それはすべて減免ではなくて有料にするという形を取りました。減免はコミュニティ協議会だけという形にさせていただきたいです。

(委員)

分かりました。

(司会)

せっかくなので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、曾野木地区コミュニティセンター指定申請者のヒアリングとしては以上になります。申請者の方々、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

《申請者が退室》

3 議事

(1) 指定管理者申請者の評価について

③ 申請者評価

非公開

3 議事

(1) 指定管理者申請者の評価について

④ 意見交換

非公開

4 指定管理者候補者の確認

(司 会)

いかがでしょうか。皆様から評価をいただいて、否の部分もありましたけれども、最終的な評価会議といたしましては、曾野木地区コミュニティ協議会に関しましては、新潟市曾野木コミュニティセンターは指定管理者候補者として適任ということで、皆様許可していただいてもよろしいものでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

第1回目の評価会議と、引き続きまして、本日の2回目の評価会議で皆様からいただきましたご意見を参考に、江南区役所地域総務課において、候補者として選定のうえ、2月議会におきましてこの議案を上程し、議決を経て指定管理者として、そして今年7月に協定書を締結のうえ管理運営の開始というスケジュールでないかと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして評価会議をこれで終了したいと思います。